

気象警報発令時の

【1 か月後の貸室利用申込み 10 時受付開始】(以下【10 時受付】という) の扱いについて

午前 9 時 30 分の時点で、「暴風警報」または「特別警報」が発令されている場合、その日の【10 時受付】は中止とし、翌日の 10 時に受付を行います。

(つまり、翌日は 2 日分の【10 時受付】をすることになります。)

警報発令の中、【10 時受付】に来られた場合は、

申請書と料金は、セットで《一時預かり》とさせていただきます。

改めて翌日 10 時に来館してください。

翌日の来館ができない場合や 急用などで来館できなくなった場合において

①翌日の【10 時受付】で抽選となった場合は、館職員による代理抽選となります。

②結果は電話連絡いたします。

◆《一時預かり》をされなかった場合で、翌日「10 時受付」に来られない場合は、申請は無かったこととなりますのでご注意ください。

◆9 時 30 分を過ぎて、警報が解除になった場合も、その日の【10 時受付】は、行いません。翌日に 10 時からの受付開始となります。

◆これは、「暴風警報」・「特別警報」での対応です。

「大雨警報」では、通常通りの受付となりますので、お間違いのないようにお願いします。

〈例〉 7 月 1 日 午前 9 時 30 分

「暴風警報」または「特別警報」が羽曳野市に発令中

↓

8 月 1 日の利用申請の受け付けは行わない

間違って申請に来られた方の申請書・料金は一時預かりいたします。

↓

7 月 2 日午前 10 時に 8 月 1 日と 2 日の利用申請の受け付け開始

梅雨から台風シーズンへと進む中、悪天候となり気象警報等が発令されることもあるか、と予想されます。そのようなときに、【10 時受付】はどうなっているのか、館は開いているか、などご心配されることもあろうかと思えます。

そこで、いわゆる【10 時受付】について、安全優先のため一定の基準を定めましたので、ご理解ご承知おきいただきますようよろしくお願いいたします。